

# 加入資格取扱規程

第1条 文芸美術国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、組合員等の加入、脱退に関する事項について、規約に規定するもののほかは、この規程の定めるところにより取り扱うものとする。

第2条 組合は、規約に定められた者のうち、組合に加盟している団体の会員をもって組合員とする。

2 組合は、常勤の役員及び職員を組合員とする。

第3条 加盟団体とは、規約第5条の文芸・美術及び著作に従事しているものをもって組織され、理事会の承認を経て組合に加盟した別表に記載の団体である。

2 団体は、組合に加盟しようとするときは、団体加盟申込書に規約又は定款、会員名簿、役員名簿、会報等を添えて組合へ提出するものとする。

第4条 加入については、次の各号により取り扱うものとする。

2 加入を希望する者は、下記の書類を組合に提出する。

① 加入申込書（所属団体承認印押印済のもの）

② 住民票（世帯全員のもの）

③ 口座振替依頼書（保険料引落口座）

④ 文芸、美術及び著作に従事していることが確認できるもの

⑤で確認できる場合は提出を要しない。

⑤ 確定申告書B控（写）

⑥ 「健康保険適用除外承認証」（写）

法人事業所及び5人以上の個人事業所の者は提出する。

⑦ 社保離脱の事実とその年月日を証明するもの

3 組合員の世帯に属する者が、加入するときは、組合員は、被保険者資格取得届に、その事実を証明する書類、被保険者証、及び住民票を添えて組合に届け出る。

第5条 組合員は、資格の確認のため組合が第4条第2項第2号、第4号、第5号、第6号又はその他必要な書類の提出を求めた場合は、これを速やかに提出するものとする。

第6条 脱退については、次の各号により取り扱うものとする。

2 組合員が脱退するときは、脱退届に、その事実を証明する書類、被保険者証を添えて組合に届け出る。

3 組合員の世帯に属する者が脱退するときは、組合員は、被保険者資格喪失届に、その事実を証明する書類、被保険者証を添えて組合に届け出る。

附 則（施行期日） 1 この規程は、平成2年2月8日より施行する。

附 則（施行期日） 1 この規程は、平成9年7月9日より施行する。

附 則（施行期日） 1 この規程は、平成10年11月27日より施行する。

附 則（施行期日） 1 この改正規程は、平成15年7月8日より施行し、平成15年7月1日より適用する。

附 則（施行期日） 1 この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則（施行期日） 1 この規程は、平成24年7月3日より施行し、平成24年7月1日より適用する。